

目 次

[校 章](#)

[本校の教育目標](#)

[校 訓](#)

[スクールカラー](#)

[創 立](#)

[新川高等学校校歌](#)

[生 徒 心 得](#)

[相 談 窓 口](#)

[服 装 規 定](#)

[携帯電話・スマートフォン等の利用についての注意事項](#)

[交通安全規約](#)

[交通機関が途絶した場合の登校について](#)

[暴風警報・暴風雪警報発令時の登下校について](#)

[暴風特別警報・大雨特別警報発令時の登下校について](#)

[大地震等の大規模災害が発生した場合について](#)

[日本スポーツ振興センター](#)

[初診時選定療養費について](#)

[学校感染症による出席停止について](#)

[学校医・学校薬剤師について](#)

[校則の変更手続きについて](#)

校章



新川開削200年の開校にちなみ、新川の「S」と学校（スクール）の「S」図案化して川を具象的に表すとともに校訓「つちかい」を象徴し、中央の「高」で校訓「かがやけ」を体現し社会に雄飛する姿を象徴する。

本校の教育目標

知・徳・体を鍛錬し、国家及び社会の限りない伸展に貢献するとともに、人類が築いた文化的遺産の継承発展に資する心身ともに健康な若人を育成する。

このため、特に次の指標を掲げる。

- 真理と正義を愛しひたむきに学ぶ若人
- 勤労と責任を重んじいくつしみにあふれる若人
- 心と体を鍛えたくましく生きぬく若人

校訓

つちかい かがやけ

スクールカラー

新川ブルー

創立

1986年（昭和61年）

新川高等学校校歌

本校の校歌は生徒自身の作による。すなわち1回生、2回生、3回生の全員が1年次に作詞し、有志が作曲したものの中から最優秀作を選び、それをそれぞれの学年の歌とした。そして、昭和63年に3つの学年歌が出揃ったところで、全校生徒・職員の投票と、校歌制定委員会の検討により、第1回生の学年歌が校歌として決定された。さらに、岡村正志氏（元本校音楽講師）により編曲された。

新川高等学校校歌

作詞 中村 友美
作曲 草田 典子
編曲 岡村 正志

mf

2番・3番の間
間に間奏あり

1. の うー び へ いー や にー あ さ ひー う けー 。

2. い ぶー き の やー ま をー あ お ぎー み てー 。

3. た いー かい めー ざ すー か わ のー こ とー 。

きょー どの きー た いー お いー て た つー 。

たー ぎ る き ほー う にー い のー ち も ゆー 。

こー う じょ う のー み ちー い ざー ゆ か んー 。

cresc.

りー そ う は た か くー ひー た む き にー 。

れー き し は ふ る きー しー ん か わ にー 。

つー ち か い か が や けー こー う く ん にー 。

だー い ち を ふ み てー みー を き たー えー 。

わー れ ら わ こ う どー せー い し んー なー 。

ふー る き を し の びー あー た ら しー くー 。

のー ゆ う き をー は くー くー ま んー 。

あー る で ん と うー う ちー たー て んー 。

ちー の み ら い をー め ざー すー な りー 。

cresc.

あー し ん か わー わ れ らー の ほ こ うー わ れ らー の ほ こ うー 。

生徒心得

愛知県立新川高等学校に在籍する3年間は、学力を伸ばし、人格を磨き、より健康な心身を育成する期間であり、社会に向けて大きく第一歩を踏み出す時期である。

謙虚な気持ちを忘れることなく、物事に真剣に取り組むことにより、学校生活が充実し、生徒一人一人の円満な成長につながる。これはまさに校訓「つちかい かがやけ」の体现である。そして、こうした生徒が生活する学校は、自他尊重と協調の精神に満ちあふれ、誇りと希望がみなぎり、輝かしい校風と伝統を築き上げる。

このような理想の実現への努力と、自己完成のための精進とを願って、本校生徒が常に守るべき指針を次のように定め、生徒心得とする。

1 学 習

- (1) 授業は自己を磨き、成長させる場であるという認識にたち、特に次の点に十分留意する。
 - ① 予習・復習等の準備をした上で授業に臨む。
 - ② 始業の合図までに準備を整え、着席または整列して先生を待つ。授業の始めと終わりには心をこめて挨拶をする。
 - ③ 教材は原則として毎日持ち帰り、忘れ物の無いようにする。
 - ④ 宿題・提出物などは、計画的に取り組み、期日を厳守する。
- (2) 家庭学習も計画的に能率よく実行し、自ら学ぶ習慣を確立するとともに、集中力・持続力の養成に努める。また常に家庭学習の時間確保に努める。
- (3) 基礎的・基本的事項は何度も繰り返し学習し、定着を図る。また理解できないこと、わからないことをそのままにしない。
- (4) 書記は前日の終礼前に、時間割変更を確認しクラスに伝達する。また各クラスの学習係は、授業について事前に教科担任の指示を受け伝達する。

2 考 査

- (1) 考査は、日頃の学習成果を発揮する機会であるとともに、自分の課題を把握する機会である。周到に準備し、学習成果を十分発揮できるように努める。
- (2) 真摯な態度で考査に臨み、不正行為はもとより、誤解を招くようなことをしてはならない。
- (3) 机上には筆記用具等考査に必要なもの以外は置かない。
- (4) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機器や膝掛けの教室内持ち込みは禁止する。
- (5) 急病等、急を要する場合以外は、途中退場は認めない。
- (6) 考査をやむをえず欠席した場合は、考査欠席届及び医師の診断書等その理由を明らかにできるものを提出する。
- (7) 考査開始1週間前より考査終了まで、職員室への入室を禁止する。

3 欠席・遅刻・早退・欠課・外出等

- (1) 正当な理由がない場合、欠席・遅刻・早退・欠課・外出をしてはならない。
- (2) 病気等やむをえない事情により欠席または遅刻する場合は、当日の始業時までには保護者から学校に連絡する。また、通学中に体調不良等により、時間通り登校できなくなった場合は、すぐに自ら保護者と学校に連絡を入れ、自分の状況や所在地を伝える。
- (3) 長期にわたる断続的欠席は、医師の診断書もしくは保護者の理由書等を添えて正（副）担任に届け出る。
- (4) 早退・欠課・外出をする場合は、正（副）担任に申し出て許可を得る。
- (5) 校長の許可する外部行事へ参加する場合、ラーケーションを取得する場合は、公欠扱いで欠席とはしない。ただし、授業は欠課とする。
- (6) 次の場合は、出席停止とし、出席すべき日数から除く。
 - ア 校長の承認する就職試験・入学試験を受験する場合
 - イ 台風等による被災および公共交通機関の途絶・遅延により、出校できない場合
 - ウ 法定感染症等の校長が認める場合
- (7) 忌引きの日数は次のとおりとする。ただし、授業は欠課とする。
 - ア 父母の死亡 7日以内
 - イ 兄弟姉妹の死亡 3日以内
 - ウ 祖父母・曾祖父母の死亡 3日以内
 - エ おじ・おばの死亡 1日
 - オ 父母の年忌 1日
 - カ 以上に準ずるものとして校長が認めた場合

4 日 課

S T	8 : 35 ~ 8 : 40
1 限	8 : 45 ~ 9 : 35
2 限	9 : 45 ~ 10 : 35
3 限	10 : 45 ~ 11 : 35
4 限	11 : 45 ~ 12 : 35
	(昼放課)
5 限	13 : 15 ~ 14 : 05
6 限	14 : 15 ~ 15 : 05
7 限	15 : 15 ~ 16 : 05
清 掃	16 : 10 ~ 16 : 20
L S T	16 : 25 ~ 16 : 30

※木曜・金曜 6限授業

清 掃	15 : 10 ~ 15 : 20
L S T	15 : 25 ~ 15 : 30

備 考

- (1) 下校時刻 17 : 00
- (2) 部活動原則として1年生は全員登録とし、「部活動延長願」が出された時は、下記の時刻に完全下校ができる時間まで活動を延長することができる。

3月～9月 18 : 30まで

10月～2月 18 : 00まで

※定期考査最終日、保護者会中、長期休業中は原則17 : 00を下校完了時刻とする。

5 登下校

- (1) 今日の交通事情にかんがみ、時間に余裕をもって登下校する。
- (2) 登下校の際は、遠回りでもできる限り安全な道を選び、交通法規の遵守及び交通マナー向上を図る。
- (3) 自動二輪車・原付自転車・自動車・電動キックボード等を利用した登下校は禁止する。
- (4) やむをえない理由により、保護者が自家用車で送迎をする場合は、近隣住民の迷惑や交通の妨げにならないように十分配慮する。
- (5) 自転車通学は許可制とする。下記の条件を満たす自転車、かつ遵守する者に限って許可する。
また、臨時に許可を得ることができる。
 - ア 故意に変形されておらず、安全に走行できる自転車である。
 - イ スタンドで自立し、輪留めに停めることのできる自転車である（タイヤ幅 40mm 以内）。
 - ウ 防犯登録済の自転車である。
 - エ ベル・ブレーキ・ライト・鍵・反射板等の安全整備がなされている。
 - オ 本校で交付した自転車通学許可ステッカーが貼ってある。
 - カ 自転車保険に加入する。
 - キ 学校が実施する自転車点検を必ず受ける。
 - ク 自転車は校内の所定の位置に整然と置き、必ず施錠する。
 - ケ 雨天時には雨合羽を着用し、傘さし運転をしない。
 - コ 並走、スマートフォン等を操作しながらの運転、イヤホン装着時の運転、二人乗り、無灯火運転など危険な行為をしない。
 - サ 北トンネル・水場川土手より一本西の道は通らない。
- (6) 登下校時に交通事故等にあった場合は直ちに警察と学校へ届け出る。

6 校内生活

- (1) 日常の通学には制服を着用し、生徒手帳を携帯する。
- (2) 積極的に挨拶を行う。
- (3) 施設・設備はすべて公共物であることをわきまえて取り扱う。万一、破損した場合は、速やかに生（副）担任を通じて生徒指導部に申し出る。
- (4) 所持品について
 - ア 学用品その他身の回りの品は、高校生にふさわしいものを用いる。
 - イ 所持品にはすべて記名し、目の届く場所に保管する。
 - ウ 不必要な金銭や高価なもの、本校での学習活動に必要なない物品は、持参しない。
- (5) 携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機能のあるものは、校内で電源を切り、原則使用しない。
- (6) 証明書・届・願等の手続き
 - ア 生徒手帳に記入して手続きするもの
 - ・見学届
 - ・外出届

- ・異装願
- ・その他の届・連絡
- イ 本校所定の用紙で手続きするもの
 - ・成績証明書・在学証明書・卒業見込み証明書・卒業証明書
 - ・休学願・復学願・転学願・退学願
 - ・単位認定申請書
 - ・学校感染症罹患証明書
 - ・考査欠席届
 - ・考査前指導欠席届
 - ・公欠届（個人用・受験一括用）
 - ・ラーケーション取得申請書
 - ・旅行届
 - ・学生割引証交付願
 - ・自転車通学許可願
 - ・交通事故報告書
 - ・校舎校具破損届

7 日常生活

(1) 常に、愛知県立新川高等学校の生徒としての自覚と誇りを抱き、自己の言動に責任を持つとともに、本校生徒としての品位を失わないよう心がける。

(2) 外出

ア 外出するときは、行先・用件・同行者・帰宅予定時刻等について、あらかじめ保護者に伝えておく。

イ 必要な場所以外の夜間外出はしない。

ウ 無断外泊はしない。

エ 高校生にふさわしくない場所及び法律で入場を禁止されている場所への出入りをしない。

(3) 旅行

ア 宿泊を伴う旅行は、保護者同伴で実施するか、または保護者の承諾を得て実施する。また、事前に正（副）担任を通じて「旅行届」を提出するよう努める。

イ 適切な指導者のいない危険を伴う旅行等は、実施してはならない。

ウ 片道 100km 以上の旅行をする時で学生割引証の交付を受けようとする場合は「旅行届」とともに「学生割引証交付願」を提出する。

(4) 運転免許証の取得

在学中は原付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許証を取得することを禁止する。

(5) アルバイト

特別の場合を除き、アルバイトは禁止する。

(6) 生徒の政治的活動等

ア 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や、政治的活動を行うことは禁止する。

イ 放課後や休日等に学校の校内において行われる選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。

ウ 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身または他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限又は禁止する。

※なお 18 歳未満の選挙運動については、公職選挙法で禁止されている。

(7) その他

ア 飲酒・喫煙・覚せい剤・薬物等の乱用・暴力行為・いじめ等の触法行為・違法行為はすべて禁止とする。

イ 校内外での掲示・印刷物の配布・集会及び団体の結成あるいは参加は、事前に届けて許可を得る。

ウ 学校の名において行うすべての行動は事前の許可が必要である。

8 ホームルーム活動

学校生活を円滑にするために各クラスに次の役員を置く。

室長・副室長：クラスを代表し、ホームルームの諸会議を主宰する。

議員：クラスを代表し、生徒議会に参加する。

書記：時間割変更の連絡、ホームルームの書類の整理、議事録の整理、教室掲示板の整理整頓を行う。

選挙管理委員：生徒会役員選挙を執行する。

体育委員：体育授業及び体育関係行事に中心となって協力する。

保健委員：保健に関するを行う。

安全委員：交通安全及び防災に関するを行う。

生活委員：日常の学校生活に関するを行う。

図書委員：図書館活動に関するを行う。

LT委員：LT活動及び学校行事に関するを行う。

環境委員（1年・2年）：校内の環境美化や花壇の管理に関するを行う。

アルバム委員（3年）：卒業アルバムの企画

進路委員（3年）：進路関係の連絡

役員の任期は選挙管理委員、保健委員、安全委員、図書委員、アルバム委員が1年間、その他の役員は6カ月とする。

9 生徒会規約

第1章 目的

第1条 本会の活動の目的は次のとおりとする。

- (1) 本校における生活、勉学の充実、向上に努める。
- (2) 全校、各学年、及びホームルームの活動の連絡調整をはかる。
- (3) 各種の学校行事に協力する。

1 生徒会役員

第2章 構成と選出

第2条 生徒会役員として会長1名、副会長2名、書記2名をおく。

第3条 生徒会役員は生徒による選挙で選出する。選挙は、別に定める「生徒会役員選挙規定」に従って実施する。

2 生徒議会

第3章 構成

第4条 生徒議会は各ホームルームで2名選ばれた議員で構成する。必要に応じて各種委員会の委員長の出席を要請できる。

第5条 議員は各ホームルームを代表するとともに全校の生徒の立場に立って、本会の目的を達成するために全力で活動しなければならない。

第6条 議員の中から議長1名、副議長1名、記録係2名を互選する。

第4章 活動

第7条 生徒議会は次の活動を中心にホームルーム、学年、全校的な立場で本会の目的を達成するために活動する。

- (1) 正（副）担任、教科担任と連絡を密にして、ホームルームの運営が円滑になるよう協力する。
- (2) 学年主任、学年特活担当と連絡を密にして、学年全体が協力して行事等が円滑に進むようにリーダーとしての役割を果たす。
- (3) 全校的な立場で本校の生活や勉学の充実を考え、各種委員会と協力して本校を発展させるように努める。

第5章 任 期

第8条 本会の活動期間は1年間を前後期に分け、前期は4月から9月までとし、後期は10月から翌年3月までとする。

第9条 生徒会役員の任期は半年とし、期間は第8条に準ずるが再選を妨げない。

第6章 生徒議会

第10条 生徒議会は適宜、開会する。

第7章 顧 問

第11条 本会には顧問をおき、顧問には本校教諭があたる。

第12条 本会のすべての活動は顧問の指導助言のもとに行われる。

第8章 校長権限

第13条 本会のすべての活動は校長の承認を得なければならない。

3 委員会

第9章 種 類

第14条 委員会は次のとおりとする。

選挙管理委員会

体育委員会

保健委員会

安全委員会

生活委員会

図書委員会

環境委員会

第10章 構 成

第15条 上記の委員会は各ホームルームで2名ずつ選ばれた委員で構成する。ただし、選挙管理委員は1名である。

第16条 各委員は各ホームルームを代表するとともに全校の生徒の立場に立って本会の目的を達成するために全力で活動しなければならない。

第11章 活 動

第17条 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙を執行する。

体育委員会は体育関係行事に協力する。

保健委員会は保健に関する事を行う。

安全委員会は交通安全及び防災に関する事を行う。

生活委員会は生活一般に関する事を行う。

図書委員会は図書館活動に関する事を行う。

環境委員会は校内の環境美化や花壇の管理に関する事を行う。

第12章 任 期

第18条 委員会の活動期間は1年間を前後期に分け、前期は4月から9月までとし、後期は10月から翌年3月までとする。

第19条 各委員の任期は半年とし、ホームルームにおいて選出される。再選は妨げない。ただし、選挙管理委員、保健委員、安全委員、図書委員は通年とする。

第13章 委員会（会合）

第20条 委員会は必要に応じて随時開会する。

第14章 顧 問

第21条 委員会にはそれぞれ顧問をおき、顧問には本校教諭があたる。

第22条 各委員会のすべての活動は顧問の指導助言のもとに行われる。

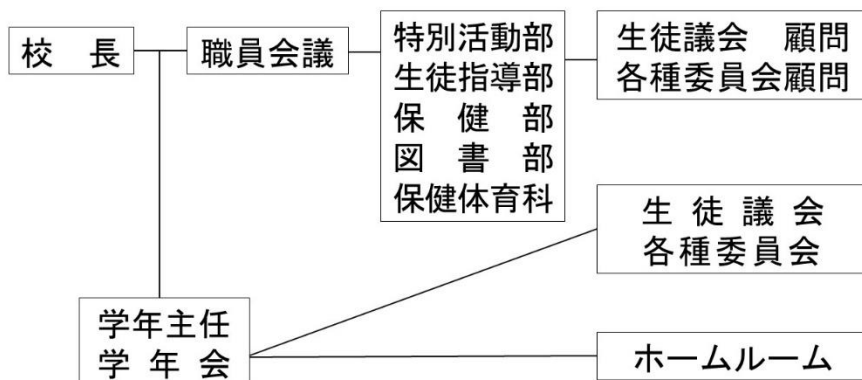
第15章 校長権限

第23条 委員会のすべての活動は校長の承認を得なければならない。

第16章 規約改正

第24条 本会規約を改正する場合は生徒議会で3分の2の賛成を得た後に職員会議で承認されなければならない。

4 生徒会組織



(附 則)

この規約は平成3年3月31日に制定する。

10 教育相談

困っていること、悩んでいることなど、相談したいことがあれば、一人で抱え込まず、正（副）担任や、部活動顧問等、話しやすい先生や大人に相談すること。また、教育相談室を利用できるようになっています。

さらに、定期的に来校するスクールカウンセラー（臨床心理士）への相談やカウンセリングも積極的に利用してください。（来校日は別途連絡します。希望する場合は、正（副）担任や教育相談担当、養護教諭の先生に申し出てください。）教育相談室は、職員玄関を入ってすぐ左です。

相 談 窓 口

人は、さまざまな悩みを抱えています。どんなことでもそのままにしておかず、悩みは小さいうちに正（副）担任や教育相談の先生、スクールカウンセラーに相談してください。しかし、中には身近な人に知られたくない悩みもあるでしょう。そのようなときは、下記の相談窓口もあります。

あなたの名前や学校名を聞かずに、あなたの身になって相談にのってくれます。

24時間電話相談「子どもSOSほっとライン24」

0120-0-78310（全国统一）

教育相談こころの電話

（午前10時～午後10時）052-261-9671

いじめほっとライン24

（毎日24時間）0570-078310

愛知県総合教育センター

教育相談（午前9時～午後5時）

0561-38-2217

特別支援教育相談（午前9時～午後5時）

0561-38-9517

服装規定

端正・質素・清潔を旨とし、品位ある服装・身だしなみを心がける。

1 制服

- ア 制服は高校生にとっての正装であることを理解し、正しく着用する。
- イ スカートの丈を短くする等の加工は禁止する。
- ウ 更衣期間を設けないので、気候に合わせて適宜着用すること。なお、学校の指示に基づき、防寒具（コート・マフラー・ネックウォーマー・手袋等）を使用しても良い。

2 履物

- ア 通学には、運動靴または革靴を使用する。
- イ 体育館内は、学校指定の学年別運動靴を使用する。
- ウ 校舎内では、学校指定の学年別スリッパを使用する。
- エ 靴下は、紺または黒色のソックスを着用する。冬期にストッキングを着用する場合は、黒またはベージュとする。なお、柄がついているもの、制服と調和しないものは着用しないこと。

3 頭髪等

- ア 頭髪は、清潔で高校生らしい髪型にする。
- イ 頭髪の加工（パーマ、脱色、染色等）、身体への加工（ピアス・マニキュア等）やアクセサリ類の使用は禁止する。

4 異装

健康上の理由等によって、上記の服装が着用できない場合は、許可を得て指定以外の服装を着用することができる（生徒手帳諸届欄を使用する）。

携帯電話・スマートフォン等の利用についての注意事項

- 1 法に触れる、誰かを傷つける、もしくは相手が不快に思うようなメッセージの送信やSNSへの投稿（書き込み・画像・動画）をしない。
- 2 自他の個人情報の取り扱いには十分に気をつける。
- 3 学校内での使用は学校のルールに基づいて行う。また、家庭での利用は各家庭のルールに基づいて行い、長時間の使用や深夜の使用を避ける。
- 4 メッセージの送信や電話をする場合は、その時間帯や相手の都合をよく考える。
- 5 自転車乗車中や歩行中に利用しない。また、電車・バス内では公共のマナーを守る。
- 6 有害情報にはアクセスしない（「薬物」に関する情報、簡単に金銭を手に行けるとする「闇バイト」、「パパ活」、「賭け事」等に関する情報など）。

交通安全規約

- 1 自他の生命を尊重する精神をもって、積極的に交通安全を図る。
- 2 通学においては、歩行者や公共交通機関利用者を問わず、安全の確保とマナーの向上によく留意する。
- 3 オートバイ、自動車等の免許を取らない、乗らない、買わない、乗せてもらわないの「四ない運動」の趣旨をよく理解し、これを遵守する。
- 4 自転車に乗る時は、自転車の安全点検を実施し、ヘルメットを積極的に着用する。道路の左側端を適正なスピードで、一列で通行し、並列通行をしない。スマートフォン等 operates しながらの運転、イヤホン装着での運転、二人乗り、無灯火運転、傘さし運転など法令に反する行為、安全を確保できない行為をしてはいけない。
- 5 次の点に特に注意し、事故防止に努める。
 - (1) 交通信号、交通標識をよく守ること。
 - (2) 狭い道路から飛び出さないこと。
 - (3) 踏切（一旦停止）、横断歩道の通行、車両の直前・直後の横断において、左右の安全確認を確実に行う。

交通機関が途絶した場合の登校について

生徒の安全を確保する立場から、下記の措置をとる。

- 1 原則、授業を実施する。ただし、状況に応じて休業等の措置をとる。
- 2 当日、通常の通学方法と異なる手段を利用する際には交通安全に十分注意して登校すること。
- 3 登校の安全を最優先とし、どうしても出校できない場合は学校に連絡すること。（出欠の扱いについては考慮する。）
- 4 災害等により公共交通機関の運行に遅延が生じた場合は、最寄り駅にて遅延証明書を発行してもらい、正（副）担任または生徒指導部に提出すること。

暴風警報・暴風雪警報発令時の登下校について

- 1 生徒が登校する以前に、尾張西部及び尾張東部のいずれかの地域に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合
 - （1） 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - （2） 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
 - （3） 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。
上記（1）、（2）の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。
- 2 生徒が登校後、尾張西部及び尾張東部のいずれかの地域に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

暴風特別警報・大雨特別警報発令時の登下校について

- 1 名古屋气象台から、登校以前に特別警報が発表された場合、授業は行われぬ。
 - （1） 登校しない。
 - （2） 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業は行われぬため、登校しない。
- 2 登校後に特別警報が発表された場合、校内で待機、校外の避難場所への移動、保護者への引渡し等、学校の指示に従う。
- 3 校内で待機中に、特別警報が解除された場合
 - （1） 学校の指示に従い、安全には十分気をつけて帰宅する。
 - （2） 帰宅が困難な場合は、引き続き校内で待機し、安全が確認できてから帰宅する。
- 4 学校から授業の開始の連絡があるまで待機とし、登校しない。
- 5 暴風警報または特別警報は発表されていないが、大雨等異常気象により登校に危険を伴うと予想される場合は、安全が確認できるまで登校しなくてよい。

大地震等の大規模災害が発生した場合について

- 1 大地震等の大規模災害が発生した場合は、まず自分の命や身の安全を守る。登校については、身の安全を最優先して判断する。そのために、日頃からシェイクアウト（姿勢を低く、頭を守り、じっとする）など、必要な行動がとれるよう備えておく。
- 2 学校への連絡について
大規模災害発生後は、必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤル「171」等も使用する。
- 3 学校の授業等について
大規模災害においては、県教育委員会の指示等により、原則学校は休校となる。登校せず、身の安全確保に努めること。学校の再開については、学校の公式ホームページ、メール配信、災害用伝言ダイヤル等で連絡する。

■災害用伝言ダイヤル「171」の録音方法

「171」

↓

「1」

↓

(###) ###-####

↓

録音

※流れるガイダンスに従って操作する。

■災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法

「171」

↓

「2」

↓

(###) ###-####

再生

※流れるガイダンスに従って操作する。

※学校の情報が知りたい場合は、###に学校の電話番号(052-400-1108)を入力する。

日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターは、学校安全の普及充実に図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷・疾病・障害・死亡に関して必要な給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的として設立された特殊法人であり、災害が発生した場合、所定の手続きをとることにより給付が受けられる。

1件の災害について5,000円(500点)以上のものが給付対象となる。

また、1ヶ月を単位として入院、外来別に請求点数が70,000円(7000点)を超える場合は、「高額療養状況の届」の提出が必要となる。なお障害・死亡についても一定額が定められている。

なお、上記日本スポーツ振興センターのほかに、愛知県公立高等学校PTA連合会からも治療見舞金の給付もある。

初診時選定療養費について

学校から医療機関への搬送が必要になった場合、一部の市民病院や総合病院では「初診時選定療養費」が必要です。その費用は、保護者負担となります。

学校感染症による出席停止について

学校では、感染症のまん延を防ぐため、必要に応じて生徒個人を対象に、出席停止の措置をとることになっています。

医療機関で以下の学校感染症と診断された場合は、学校へ連絡し、自宅で療養してください。

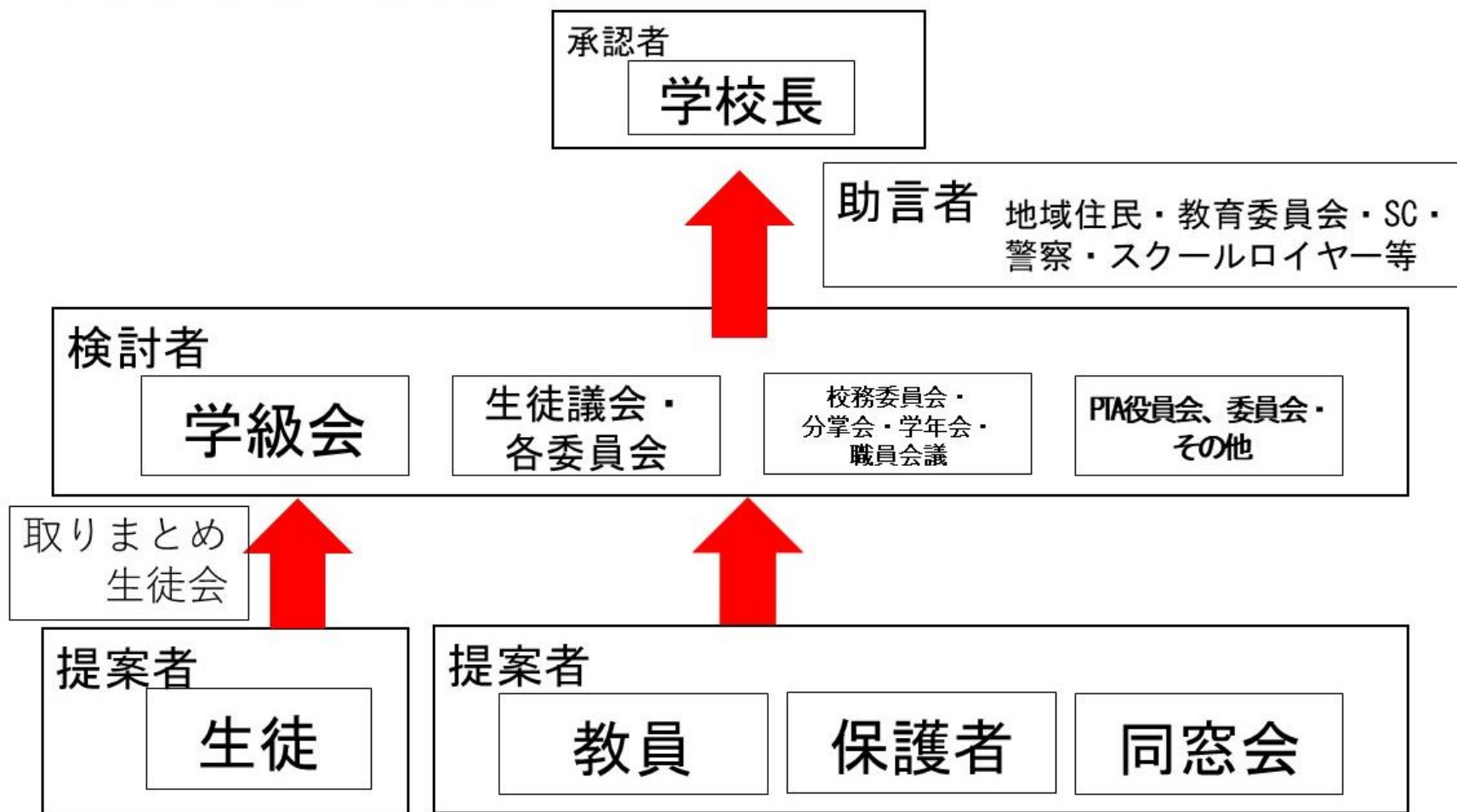
【出席停止になる学校感染症】

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ
- ・麻疹（はしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・風疹（三日はしか）
- ・結核
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・咽頭結膜炎（プール熱）
- ・百日咳
- ・流行性角結膜炎
- ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・その他の感染症

学校医・学校薬剤師について

内 科	五条川リハビリテーション病院	052-401-7272
耳鼻科	こづか耳鼻咽喉科	052-408-3055
眼 科	森 眼 科	052-504-5550
歯 科	ほしのみや歯科・矯正歯科	052-409-1841
学校薬剤師	宮部眞士（スズキ薬局）	052-759-0252

校則の変更手続きについて



ア 校則の変更を提案する者は、本校職員、本校生徒、本校生徒の保護者、同窓会とする。ただし、在校生からの提案は、生徒会が取りまとめることとする。

イ 校則の変更を検討する場合は、以下の通りとする。

(1) 教職員の場合…校務委員会、分掌会、学年会、職員会議

(2) 生徒の場合…学級会、生徒議会、各委員会

(3) 保護者の場合…PTA 役員会・委員会・その他任意の会合

(4) 同窓会の場合…任意の会合

ウ (1)～(4)のから生徒と教職員を含む、2つ以上の代表者を集めることで校則検討会を開くことができる。

エ 校則の検討に際しては、変更による影響や持続可能性を精査する。

オ 学校長は、校則変更の手続きや内容について学外より助言を得ることができる。

カ 校則の変更については、学校長が最終的に承認をする。